

市街地整備基本計画

計画の役割

当該市町村のかかえる市街地整備上のさまざまな課題に対処し、また、長期的な視点に立った各種プログラムの推進を図り、魅力と潤いのある都市の現実を図るためには、将来都市像に合った土地利用計画を策定し、その考え方の基に、市街地の整備を積極的に進める必要がある。

本計画は、このような中で、総合計画等の上位計画を受け、将来都市構造の実現のために、市街地の面的整備、根幹的都市施設の整備計画等について総合的に検討するとともに、限られた財政の枠組みの中で市街地整備の総合プログラムを策定し、当該市町村の都市計画事業の今後の概ね 10 年間の指針とすることを目的とする。

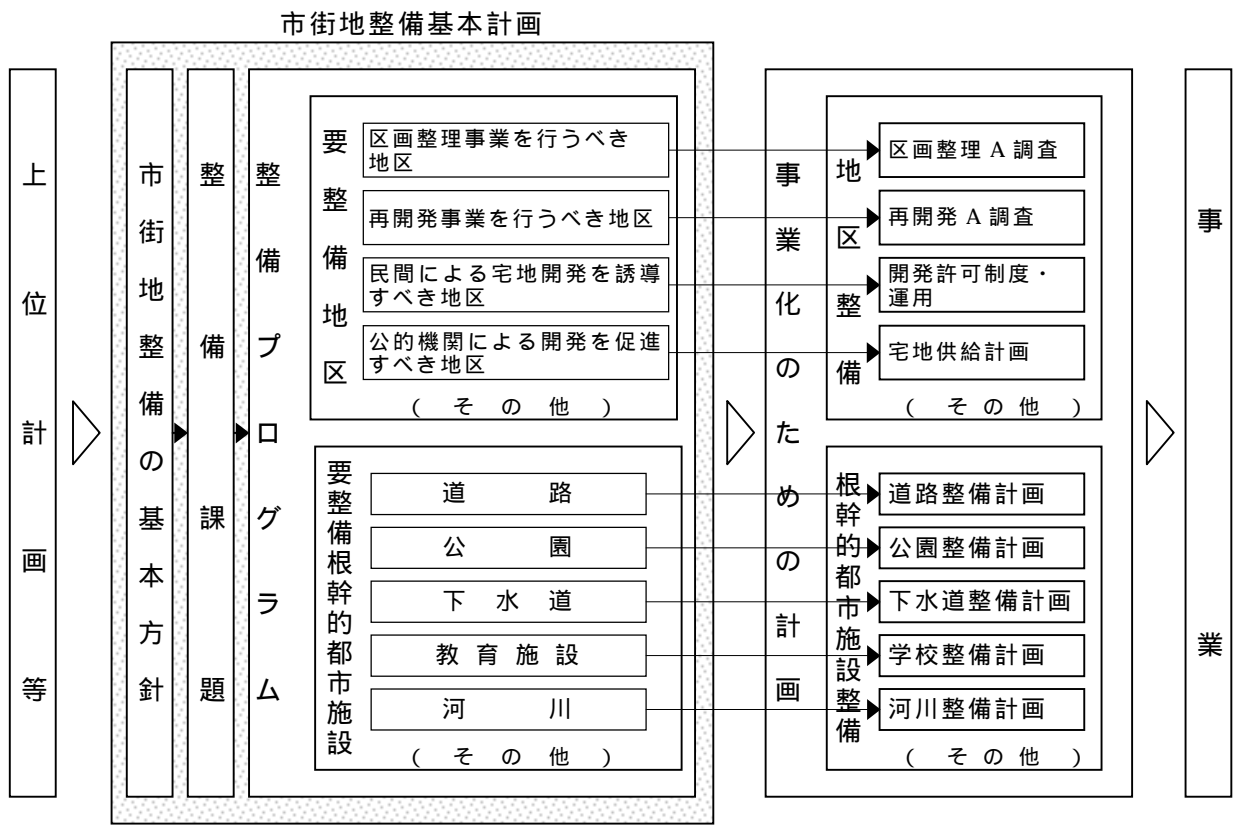
計画対象地域

都市計画区域及び関連する区域。

計画期間

計画期間は、1～2年間とする。

計画フロー



計画の内容

- | | |
|-----------|--------------|
| 序．計画の概要 | 5．計画フレームの設定 |
| 1．前提条件の整理 | 6．土地利用計画 |
| 2．現状と課題 | 7．市街地整備の基本計画 |
| 3．住民意向調査 | 8．市外整備プログラム |
| 4．将来像 | 9．市街地整備の課題 |

備考

- [対象事業]
- ・面整備事業
 - ・都市計画道路
 - ・公園、緑地
 - ・下水道
 - ・河川
 - ・義務教育施設